

(写)

令和4年2月21日

通所系サービス事業所の管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

介護保険最新情報 Vol. 1034 に係る注意事項について

厚生労働省より、令和4年2月9日付けで介護保険最新情報 Vol. 1034 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第27報)。以下「国通知」という。) が示されたところですが、国通知のとおり介護報酬の算定を行う場合については、以下の点に注意のうえ、対応願います。

《注意点》

○新型コロナウイルス感染症の影響により、国通知の取扱いが必要となるやむを得ない事情が生じているか、十分に検討すること。

＜やむを得ない事情の例＞

- ・職員が陽性者や濃厚接触者になり又は職員の家族が通う地域の学校が一斉休校になる等により、出勤できなくなり、利用者数に応じた人員を確保することが困難となる場合。
- ・不特定の利用者に感染が疑われることにより、多数の利用者を一箇所に集めてサービスを提供することが望ましくないと判断される場合。

○利用者の負担額が増えることを含め、国通知及びやむを得ない事情の説明を丁寧に行い、利用者からの同意については、トラブル防止の観点から書面（署名又は捺印）により得ること。

担当：高齢福祉保健課 介護サービス係

TEL：025-280-5193

FAX：025-280-5229